

土木工事共通仕様書 関係基準

設計・施工連絡会議（三者会議）実施要領

2019年7月

阪神高速道路株式会社

目 次

第1節	目的	1
第2節	構成	1
第3節	三者会議の開催	1
第4節	三者会議の内容	3
第5節	三者会議の費用負担	3
第6節	その他	3
様式		4
別紙		6
参考		7
別添		8

第1節 目的

設計・施工連絡会議（以下、「三者会議」という。）は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者及び施工者（工事受注者をいう。以下同じ。）の三者が工事着手前等において一堂に会し、事業目的、設計思想・条件、関係機関等との協議状況等の情報の共有及び施工者が照査の結果判明した設計図書と現場との相違や、予期し得ない現場条件との変更等の施工上の課題等に対する意見交換等を行う場として開催するものとする。

第2節 構成

三者会議は、発注者、施工者及び設計者により構成するものとし、各者の構成員は以下により行うことを基本として各々が構成員を定め、発注者が取りまとめの上、各者に通知するものとする。

1 発注者

工事担当部署：当該工事の監督員、現場監督員が主体の関係者。

設計担当部署：当該工事に係る設計業務の監督員、補助監督員が主体の関係者。

その他：必要に応じて上記以外の建設部、管理局等の社員等に参加させることができる。

2 施工者

当該工事の現場代理人、監理（主任）技術者及び担当技術者が主体の関係者。

なお、必要に応じて専門の工事業者等に参加させることができる。

3 設計者

当該工事に係る設計を担当した管理技術者、照査技術者、担当技術者を主体とする関係者。ただし、設計を担当した者の参加が困難な場合は、当該設計を説明できる者を参加させるものとする。

第3節 三者会議の開催

三者会議は、発注者及び施工者いずれかの発議により必要の都度開催できるものとし、対象工事は以下の工事を基本とする。入札公告時には、三者会議の対象工事である旨を明記するものとする（別添-1）。また、開催に係る調整は発注者が行うものとする。

対象工事：概略設計等が完了した成果品で発注した工事とし、三者会議の導入効果が高いと判断される工事

なお、技術提案・交渉方式により契約した工事については三者会議の対象外

とする。

開催に関する手続きは以下のとおり行うものとする。

【工事発注前】

- 1 発注者は、工事発注前に三者会議への設計者への参加の同意（様式-1、-2）を得るものとする。また、同意を得た後は、設計者と三者会議開催費用（設計者の出席に要する費用）に関する業務契約を締結するものとする。
- 2 当初契約で三者会議の実施を規定する場合は、特記仕様書に開催頻度を明示するものとする。また、照査結果報告書を提出する際、施工計画立案に際しての疑問点や設計上の確認を要する事項が存在しない場合は、その旨を記載して提出するよう要請する。（別添-1）

なお、当初契約で三者会議の実施を規定しない場合においても、要請により開催できる旨、特記仕様書に明示するものとする（別添-1）。

【工事契約締結後】

- 1 施工者は、工事契約締結後、土木工事共通仕様書に規定する設計図書の照査等に基づき、速やかに設計図書の照査及び現地調査を実施するとともに、施工計画立案に際しての疑問点や設計上の確認を要する事項を整理して「照査結果報告書」を作成し、発注者に提出するものとする。また、併せて三者会議の開催希望時期を発注者に報告するものとする。
なお、照査結果報告書を提出する際、施工計画立案に際しての疑問点や設計上の確認を要する事項が存在しない場合は、その旨を記載して提出するものとする。
- 2 発注者は、施工者から報告を受けた場合は、開催日、開催場所等を調整し、施工者には工事打合せ簿にて開催日及び開催場所等を通知し、設計者にも同様に通知するものとする。なお、発注者は施工者から報告を受けた照査結果及び疑問点等の内容について確認し、設計成果に係るものは事前に設計者にその内容を伝えておくものとする。
- 3 三者会議の開催は、前述の工事着手前の他、工事の施工途中において予期しない現地状況の変更等に伴い設計の変更を要する場合等においても、適切な方針を得るために開催できるものとする。
- 4 三者会議は、当該工事に係る設計を実施した者が複数ある場合、原則として設計を実施した者毎に開催するものとするが、課題が同一の場合など効率的な開催も検討するものとする。
- 5 会議の内容は、施工者が議事録を作成し、発注者、設計者へ提出するものとする。議事録により記述された施工上の責任分担について明確化し、三者

でその内容を確認しておくものとする。

第4節 三者会議の内容

三者会議は下記の内容を標準とし、必要な資料は各者が作成するものとする。

- 1 発注者から事業目的及び協議調整事項や現地条件等の工事全般に関する注意事項等の伝達を行う。
- 2 設計者から設計業務の成果品より設計方針・条件等の伝達を行う。
- 3 施工者から事前に提出した照査結果報告書を踏まえ、現場条件又は施工上の課題、設計照査結果や仮設計画等に関する疑義を生じた点について説明を行い、三者で確認を行う。
- 4 三者会議の開催に伴い、原設計の瑕疵が明らかになった場合は、原設計の請負契約条項により対処するものとする。
- 5 予期し得ぬ現地状況等の変更に伴い、原設計を再考する必要等新たな対応を要することが生じた場合は、必要に応じて、発注者、施工者及び設計者の三者で協議して対処する。ただし、新たな費用が発生する原設計の変更の実施判断は、発注者が行うものとする。

第5節 三者会議の費用負担

- 1 三者会議の開催に要する費用のうち、発注者の要請により三者会議に出席した設計者が要する費用及び会議運営に要する費用は、発注者が負担するものとし、発注者及び施工者が要する費用については、それぞれが負担するものとする。
- 2 開催に係る設計者の出席に要する費用の計上については、別紙「三者会議開催費用（設計者の出席に要する費用）の算定要領」によるものとし、発注者は業務契約に基づき、設計者からの支払請求を受けた際には、当該費用を速やかに支払うものとする。

第6節 その他

この要領に定めのない事項については、別途、発注者、施工者及び設計者の三者で協議して定めるものとする。

【様式－1】

文書番号
〇〇〇〇年〇月〇日

【設計者名】

阪神高速道路(株) 〇〇部
〇〇設計課長 氏名 印

設計・施工連絡会議への参加依頼について

平素は弊社の事業にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、貴社が設計を行った〇〇線××設計業務の成果品による工事発注に際し、施工者への設計の理念及び意図の周知を図り、工事の品質等をより向上させることを目的として、設計者、施工者及び弊社の三者による設計・施工連絡会議（以下、「三者会議」という。）の開催を考えております。

つきましては、上記三者会議の趣旨を理解いただき参加いただきますよう依頼申し上げます。

記

1. 該当設計等概要

設計業務名： 〇〇線××設計業務

履行期間： 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

管理技術者： 〇〇 〇〇氏

2. 三者会議に関する連絡先

阪神高速道路(株) 〇〇部〇〇設計課 （担当：〇〇）

住所： X X X X X

電話： 〇〇〇〇 、 FAX 〇〇〇〇

3. 同意書

本依頼に関する同意書は、『設計・施工連絡会議（三者会議）実施要領』の様式－2を参考に作成の上、返送願います。

4. その他

三者会議の参加に必要な費用につきましては、別途契約を締結の上、弊社にて支払いいたします。

以上

【添付資料】

『設計・施工連絡会議（三者会議）実施要領』 1部

【様式－2】

〇〇〇〇年〇月〇日

阪神高速道路(株) 〇〇部
〇〇設計課長 〇〇 〇〇 宛

「設計者」 住 所
〇〇〇〇 (株)
代表者 XX YY 印

〇〇線 〇〇工事に関する設計・施工連絡会議への参加について

〇〇〇〇年〇月〇日付け〇号で依頼のありました『設計・施工連絡会議（以下、「三者会議」という。）』の参加に同意いたします。
なお、三者会議の参加に伴う連絡先等は下記のとおりです。

記

1. 連絡先（窓口）

〇〇支店 〇〇部 □□課 YY ZZ（または、△△ △△）
電 話 〇〇〇〇 FAX 〇〇〇〇

2. 参加予定担当技術者

設計業務名：〇〇線××設計業務
管理技術者：YY ZZ
担当技術者：△△ △△

以 上

【別紙】

三者会議開催費用（設計者の出席に要する費用）の算定要領

発注者が算定する開催費用は以下のとおりとする。

1. 費用構成

三者会議への出席に要する費用として①直接人件費（打合せ・資料準備費）、②直接経費（交通費）、③その他原価、④一般管理費等を計上することができる。

2. 費用

2-1 直接人件費

(1) 打合せ

打合せ：主任技師0.5人/回、技師（A）0.5人/回を標準とする。

(2) 資料作成費

三者会議毎に設計者が、他の二者に設計の内容等を説明する上で発注者が必要と認めた場合は、新たに説明用資料の作成を依頼することができる。また、設計者には瑕疵はないものの、設計時後、施工時まで現地条件に変化があり図面修正及び数量再算出が必要な場合は、軽微と判断される場合に限り設計者の同意を得た上で、説明用資料として作成（修正）を依頼することができる。

説明資料作成に要する人件費については個別に積上げをするものとする。積上げにあたっては、「国土交通省 設計業務等標準積算基準書」の土木設計業務等標準歩掛りや見積りによるなど、妥当と説明できる積算手法で計上するものとする。

ただし、新たな図化や計算を要しない軽微な資料作成（質問事項の回答として、設計報告書の該当ページを指摘し、同ページ記載の記事・図を引用するもの）については、原則として計上しないものとする。

2-2 直接経費

(1) 旅費交通費

実費とする。

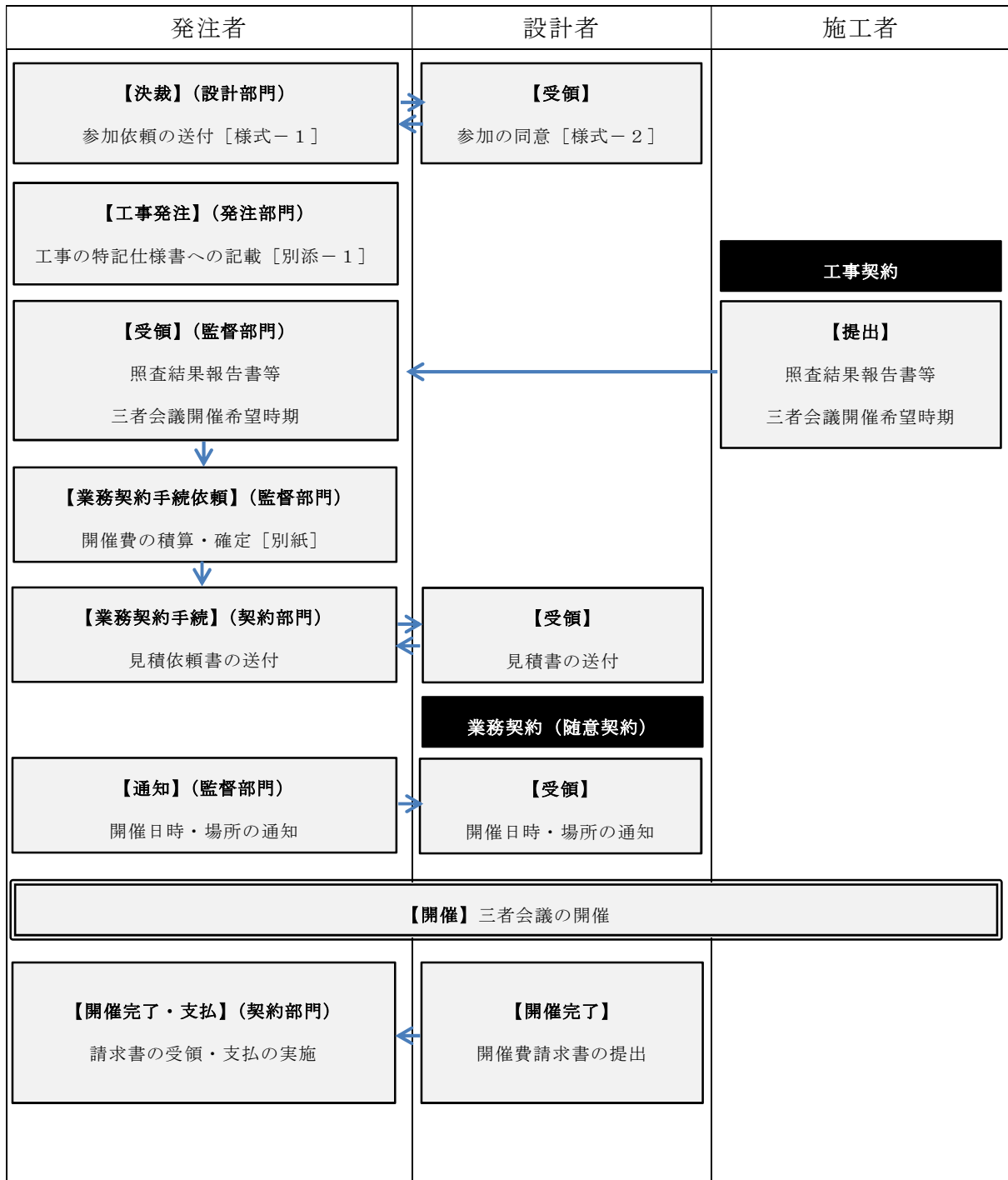
2-3 その他原価・一般管理費

その他原価・一般管理費等の算出は、「国土交通省 設計業務等標準積算基準書」によるものとする。

3. その他

三者会議開催費用のうち、設計者の出席に要する費用は発注者と設計者で契約を締結の上、支払いを行うものとする。なお、資料作成が必要となった場合は、資料作成に伴う契約を別途締結の上、支払いを行うものとする。

【参考】事務手続きフロー



※1 様式-1及び様式-2の記載内容に変更がない状況において、会議を複数回実施する場合、その都度の各様式の作成は不要としても構わない。

【別添－ 1】

[入札公告・説明書記載例（当初から三者会議対象の場合）]

（〇〇）本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者及び施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的及び設計思想・条件等の情報の共有並びに施工上の課題等に対する意見交換等を行う「設計・施工連絡会議（三者会議）」の設置対象工事である。

[入札公告・説明書記載例（三者会議対象外の場合）]

（〇〇）本工事は、三者会議の対象工事ではないが、受注者が三者会議の開催の要請をした場合については、明らかに三者会議の必要性が乏しいと判断される場合を除き三者会議を実施することができる工事である。

[特記仕様書記載例（当初から三者会議対象の場合）]

〇－〇．設計・施工連絡会議（三者会議）に関する事項

三者会議の開催は、〇回を予定している。なお、必要に応じて開催回数を変更するものとする。

照査結果報告書を提出する際、施工計画立案に際しての疑問点や設計上の確認を要する事項が存在しない場合は、その旨を記載して提出すること。この場合、三者会議は開催しないものとする。

[特記仕様書記載例（三者会議対象外の場合）]

〇－〇．設計・施工連絡会議（三者会議）に関する事項

本工事は、三者会議の対象工事ではないが、受注者が三者会議の開催の要請をした場合については、明らかに三者会議の必要性が乏しいと判断される場合を除き三者会議を実施するものとする。